

用語定義表

用語	事務局の考え方	その他参考事例
市民	<p>■市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。 (草津市市民参加条例 案)</p> <p>地域の多様かつ複雑な課題については、草津市に関係する様々な人の力を合わせ、解決を目指す必要があると考えることから市民を広く定義しています。</p>	<p>▼市民個人だけでなく、自治連合会・町内会やNPO・市民活動団体、また大学や企業などを含めて、草津に住み、働き、まなぶ全ての人たちを指します。(草津市協働のまちづくり指針)</p>
事業者	<p>■市内において、営利を目的とする事業を営む者をいう。</p> <p>事業者とは営利を目的として、事業を営む企業や個人商店を指します。非営利を目的とする市民公益活動団体とは区別されます。</p>	<p>▼市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人。 (射水市協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例)</p>
協働	<p>■共通の目標を実現するために、市民と市民が、または市民と行政が、責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力し、単独で実施するよりもより大きな成果を生み出す取り組みのことをいう。</p> <p>協働とは、課題解決の手法です。各主体が単独で解決できない問題、連携して取り組んだほうがより高い効果が期待される問題については、協働によって取り組むことが重要であると考えます。</p>	<p>▼共通の目標を実現するために、市民と市民が、または市民と行政が、責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力すること。 (草津市協働のまちづくり指針)</p> <p>▼市民等及び市がお互いに、その立場を認め合い、対等の立場で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと。 (射水市協働のまちづくり推進条例)</p>
市民参加	<p>■執行機関が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価の各過程における、市民の主体的な参加をいう。 (cf.草津市市民参加条例 案)</p> <p>執行機関とは、市長と各行政委員会等(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および公平委員会)をいいます。</p>	<p>▼市が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、市民等が主体的に参加することをいう。(駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</p> <p>▼行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。 (田原市市民協働まちづくり条例)</p>
まちづくり協議会	<p>■概ね小学校区域内で、地域の町内会等を中心として、自己責任のもと、地域の課題は地域において解決することを基本とした住民主体の自治組織をいう。</p> <p>まちづくり協議会は、住民自治活動の根幹である町内会、自治連合会を基礎とし地域の身近で公共的な課題解決を担うことができる組織として創設していただいています。その範囲については、概ね小学校区を単位とし、組織の構成、役員、運営方法については、それぞれの地域で決定していただきます。まちづくり協議会は地域の代表組織であることから、原則、地域に一つの組織です。</p>	<p>▼一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。(名張市地域づくり組織条例)</p> <p>▼小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体。 (田原市市民協働まちづくり条例)</p> <p>▼地域課題を自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域の自治組織等各種団体が連携・協力して設立した組織 (射水市協働のまちづくり推進条例)</p>

<p>基礎的コミュニティ</p>	<p>■地域住民により組織された、地域の課題を解決する組織をいう。</p> <p>地域には、町内会をはじめ消防団や老人クラブ、子ども会などそれぞれの地域課題に取り組むため、自主的に結成され活動されている団体があります。このような地域住民の自主的な意思に基づき結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手となる団体を基礎的コミュニティと定義します。</p>	<p>▼地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。 (宮里市協働のまちづくり条例)</p> <p>▼区、自治組合及びこれに類する地縁により構成された団体をいいます。(駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</p>
<p>市民公益活動</p>	<p>■市内において、市民が自発的かつ自主的に行う活動、および不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>ア 営利を目的とするもの イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするもの ウ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの オ 暴力団でないこと、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体でないこと</p> <p>市民が行う社会貢献活動をいい、上記に該当する活動を除きます。この規定は、特定非営利活動促進法に定められるNPO法人の設立要件より引用しており、これらに該当する場合、公益的な活動を行う団体として位置づけるにはふさわしくないと考えます。</p> <p>また、ここでいう非営利の活動とは、活動によって生まれた収益を団体の構成員に再分配しないという意味で、無償の活動に限定するものではありません。</p>	<p>▼市民・市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進を図ることを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例)</p> <p>▼「市民が自発的かつ自主的に行う活動」と「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（社会貢献活動）」で、営利、特定の個人・団体の私益・公益の追求を目的とするもの、政治・宗教活動を目的とするもの、公益を阻害する恐れがある活動を除きます。また、非営利を旨としますが、この非営利とは活動によって生まれた収益を構成員に配分しないという意味で、無償の活動のみに限定するものではありません。(草津市市民協働推進計画)</p>
<p>市民公益活動団体</p>	<p>■市民公益活動を行う団体をいう。</p> <p>非営利の市民活動団体には、公益団体と共益活動団体があります。そのうち公益活動団体は社会に貢献する活動で、共益活動は仲間内（組織内）のための活動という違いがあります。基礎的コミュニティが行う活動でも、環境を守る活動やまちづくり活動など、外に開かれた活動は、公益活動と捉えることができます。具体的には、ボランティアグループなどの任意団体や、特定非営利活動法人（NPO法人）などが該当しますが、青年会議所やボーイスカウト・ガールスカウトのような社団・財団法人などでも公益活動を行うものについては、市民公益活動団体に含まれます。</p>	<p>・本市の区域内において市民公益活動を継続的に行う市民団体又は事業者をいう。 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例)</p> <p>・営利を目的とせず自主的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動を行う団体 (射水市協働のまちづくり推進条例)</p>
<p>中間支援組織</p>	<p>■市民と市民、または市民と行政の間にとって、各種調整および助言、ならびに情報や資源の提供などの支援を行う組織をいう。</p> <p>中間支援組織は、NPO等への支援を目的に設立されることが多かったのですが、最近では地域や住民への支援を行うケースも増えてきました。このことから中間支援組織の活動は今後ますます広がり、各主体への側面的な支援や、ネットワークの形成、各主体間で協働事業が行われる際に中立的な立場でコーディネートする役割を担うことなどが期待されています。</p>	<p>▼市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織をいう。 (新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインより)</p> <p>▼「同じ分野で活動する団体のネットワーク」や地域で活動する「団体の運営を支援する機関」など、団体のニーズに直接応え、支援する団体を中間支援組織と言います。 (草津市市民協働推進計画)</p>